

政府首相

No.08/2020/QĐ-TTg

ベトナム社会主義共和国
独立 - 自由 - 幸福

ハノイ, 2020年3月5日

決 定

2014年3月24日付ベトナムにおけるバイオマス発電プロジェクト開発
の支援メカニズムに関する政府首相決定 No.24/2014/ QĐ-TTg の
幾つかの条項の改正及び補充に関して

2015年6月19日付政府組織に関する法律に基づき；
2004年12月3日付電力法；2012年11月20日付電力法の幾つかの条項を改正及び補充する法律に基づき；
2014年11月26日付投資法；2016年11月22日付投資法の改正及び補充に関する法律に基づき；
2014年6月18日付建設法に基づき；
2017年11月24日付計画法に基づき；
商工大臣の提案を踏まえ；
政府首相は、2014年3月24日付ベトナムにおけるバイオマス発電プロジェクト開発の支援メカニズムに関する首相決定 No.24/2014/ QĐ-TTg の幾つかの条項の改正及び補充に関する決定を公布する。

第1条. 2014年3月24日付ベトナムにおけるバイオマス発電プロジェクト開発の支援メカニズムに関する首相決定 No.24/2014/ QĐ-TTg の幾つかの条項の改正及び補充

1. 第1条第1項及び第2項を以下のように改正する：
“1. 本決定は、ベトナムにおけるグリッドに接続されたバイオマスエネルギーを利用する発電プロジェクト（以下、「バイオマス発電プロジェクト」という。）開発の奨励メカニズムに関して規定する。
2. 本決定の適用対象は、バイオマス発電プロジェクトの開発に関連する電気事業に参加する組織又は個人を含む。”

2. 第2条第1項及び第2項を以下のように改正する。

“1. 「電力購入者」とは、ベトナム電力公社（EVN）、権限を委任されたメンバー企業、又は法令の規定に従って先述した組織の権利及び義務を受け入れた組織のことをいう。

2. 「売電者」とは、バイオマス発電プロジェクトからの発電領域における活動に参加する組織若しくは個人、又は法令の規定に従って先述した組織若しくは個人の権利及び義務を受け入れた個人若しくは組織のことをいう。”

3. 第2条第8項、第10項及び第11項、並びに第3条、第4条及び第5条を削除する。

4. 第6条を以下のように改正する：

“第6条. バイオマス発電プロジェクトの投資及び建設

1. バイオマス発電プロジェクトの開発はマスタープランに従って実施される。バイオマス発電プロジェクトのマスタープランへの追加に関する審査決定及び承認は、マスタープランに関する現行法令の規定に従って実施される。各レベルの電力開発マスタープランにおけるバイオマス発電プロジェクトは、2017年計画法第59条、及び2019年8月16日付2017年計画法の一部の条項を説明する国会常務委員会決議 No.751/2019/UBTVQH14 における経過措置規定により、承認及び実施される。

2. バイオマス発電プロジェクトの主要な設備は、現行規定に従って技術基準に適合していなければならない。バイオマス発電プロジェクトの電力品質は、現行規定に従って、電圧及び周波数に関する技術要求、並びに国家電力システムの運用に関する要求を満たさなければならない。

3. バイオマス発電プロジェクトの投資及び建設は、投資、建設、電力安全、土地、防火及び環境保全に関する法令、並びに関連法令の他の規定に従って実施される。”

5. 第7条を以下のように改正する：

“第7条. バイオマス発電プロジェクトの電力システムへの接続

1. 売電者は、売電者の発電所から電力購入者のグリッドへの接続ポイントまでの電気計量設備、送電線及びブースター変電所（存在する場合）の投資、据付け、運転及びメンテナンスの責務を負う；計量に関する法令の規定に正しく従い、電気計量設備の認証、較正及び試行を実施する。

2. 接続ポイントは、売電者の発電所の送電容量を確保し、承認されたマスタープランに合致しているという原則に基づいて、売電者と電力購入者が合意する。接続ポイントが計量設備の設置ポイントと異なる場合、売電者は接続された送電線の電力損失及び発電所のブースター変電機の損失を負う。”

6. 第8条、第9条及び第10条を削除する。

7. 第 11 条を以下のように改正する：

“第 11 条. 発電プロジェクトからの電力購入責務

1. 電力購入者は、国家電力システムの運用、並びに電力分野の標準及び技術基準に適合するバイオマス発電プロジェクトから生産される電力を全て購入する責務を有する。

2. モデル電力売買契約は、売電者と電力購入者との間の電力売買においてバイオマス発電プロジェクトの適用は義務である。

3. バイオマス発電プロジェクトの電力売買契約の期限は、商業運転日から 20 年間である。この期間が経過したのち、契約延長又は新たな契約署名は、契約延長の署名又は新たな契約署名の時点での法令の規定に従って実施する。”

8. 第 12 条及び第 13 条を削除する。

9. 第 14 条を以下のように改正する：

“第 14 条. バイオマス発電プロジェクトに対する電力価格

1. コージェネレーションプロジェクトについて：メーターの設置場所における電力購入価格表は、7.03 US¢/kWh に相当する 1,634 ドン/kWh であり、適用レートは 2020 年 2 月 21 日にベトナム国家銀行が公表した米ドルに対するベトナムドンの中央レートである。

2. コージェネレーションプロジェクトではないプロジェクトについて：メーターの設置場所における電力購入価格表は、8.47 US¢/kWh に相当する 1,968 ドン/kWh であり、適用レートは 2020 年 2 月 21 日にベトナム国家銀行が公表した米ドルに対するベトナムドンの中央レートである。

3. 本条第 1 項及び第 2 項に規定する電力購入価格は付加価値税（VAT）を含んでおらず、ドン/米ドル（US¢/kWh 相当で算出）の変動によって調整され、適用レートは売電者が支払請求書を発出した日のベトナム国家銀行が公表した米ドルに対するベトナムドンの中央レートである。

4. 本決定の公布時点の前に発電の運転をしたバイオマス発電プロジェクトは、署名された電力売買契約の残りの有効期間において、本決定の効力を有する日から、本条第 1 項及び第 2 項の電力購入価格が適用される。

5. 本条第 1 項及び第 2 項に掲げるバイオマス発電プロジェクトからの電力購入費用は、ベトナム電力公社（EVN）の年間売電価格計画の入力パラメーターに計算され、十分に含まれる。

6. 本規定による電力購入価格が適用されるバイオマス発電プロジェクトは、他の現行の規定に基づくプロジェクトの電力生産量のための価格メカニズムは適用されない。”

10. 第 15 条を削除する。

11. 第 16 条を以下のように改正する。

“第 16 条. 関連組織及び個人の責務

1. 商工省

a) 実施し、ガイダンスし、（地方政府の）省・中央直轄市の人民委員会と協働し、本決定の実施の検査及び細やかな監督を行う。

b) 本決定の規定によるバイオマス発電プロジェクトに適用されるモデル電力売買契約を公布する。

c) バイオマス発電所の設備、検収及び試験運営に関する規定及び技術基準を公布する。

d) バイオマス発電プロジェクトの電力購入価格のリストを監査、提案及び調整し、政府首相が検討及び決定をするよう、（政府首相に）報告する。

2. （地方政府の）省・中央直轄市の人民委員会

a) その地盤におけるバイオマス発電プロジェクトの投資、実現及び開発のために、補償、土地収用、インフラ、人的リソースに関して、共働し、投資家を支援する。

b) 権限に従った地域におけるバイオマス発電プロジェクトの実施及び開発について、監視、監査及び検査を行う。

c) 現行法令の規定に従って、地域におけるバイオマス発電の関連活動に関する国家管理の任務を実施する。

3. ベトナム電力公社（EVN）

ベトナム電力公社（EVN）は、バイオマス発電プロジェクトの電力購入費用を、ベトナム電力公社（EVN）の年間売電価格計画の入力パラメーターに十分に含んで計算し、権限ある当局に承認を受ける責務を有する。

4. 売電者

電力システム運用規定、送電システム、配電システム及び計量システムの規定、並びに関連規程を遵守する。”

第 2 条. 施行効力

1. 本決定は、2020 年 4 月 25 日から施行の効力を有する。

2. 大臣, (中央政府の) 省レベルの機関の長, 政府直轄機関の長, 及び(地方政府の) 省・中央直轄市の人民委員会委員長; ベトナムにおけるバイオマス発電プロジェクトの開発活動に関与する各機関, ユニット及び関連組織の長が, 本決定を実施する責務を有する。

宛先:

- 党中央書記局
- 政府首相, 各政府副首相;
- (中央政府の) 省庁, 省レベルの機関, 政府直轄機関;
- (地方政府の) 省・中央直轄市の評議員会及び人民委員会;
- 党中央事務局及び各委員会;
- 書記長事務局;
- 国家主席府;
- 民族委員会及び国会の各委員会;
- 国会事務局;
- 最高人民裁判所;
- 最高人民検察院;
- 国家会計検査院;
- 国家財政監査委員会;
- 社会政策銀行;
- ベトナム開発銀行;
- ベトナム祖国戦線中央委員会;
- 各団体の中央組織;
- 首相府: 官房長官, 官房副長官, 政府首相補佐官, 情報通信部長, 各庁・局, 直轄ユニット, 官報;
- 保管: VT, KTN (3b) . KN240

首相

(署名)

グエン・スアン・フック

(注) 法的効力を有するのはベトナム語の法令自体であり, 仮和訳はあくまでその理解を助けるための参考資料です。本資料の利用に伴って発生した問題について, 一切の責務を負いかねますので, 法律上の問題に関してはベトナム語の法令を参照してください。